

# **道路の位置指定等の申請の手引き**

**( 目 黒 区 )**

## 道路の位置指定等の申請にあたって

建築物の敷地は、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号。以下「法」という。)第42条に規定する「道路(幅員4m以上)」に接していなければなりません。

その一つである道路の位置指定は、法第42条第1項第5号に規定されている「土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道路で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの」です。この道路の位置指定は、法の目的である「土地を建築物の敷地として利用するため」という視点で指定を受けることになります。

目黒区では、道路の位置指定等を受ける場合の手続き方法や道路の築造等について、「建築基準法施行令及び施行規則、目黒区建築基準法施行細則、建築基準法道路関係規定運用指針、建築基準法道路関係規定運用指針の解説、東京都建築安全条例」など、関連する法令に基づいて、その基準を「道路の位置の指定等の申請手引き」に定めております。

なお、道路の位置指定を受けて、土地利用を図ることができる区域の面積は、都市計画法の開発許可の対象とならない500㎡未満の土地に限るほか、道路の築造等を行うことは区画の変更が伴う開発行為となりますので、事前に「目黒区都市整備部都市整備課開発係」と協議してください。

# 目 次

## 第 I 道路の位置指定の手続き

1	手続きの流れ	——	1
2	事前協議	——	2
3	道路の位置指定の本申請	——	2～5
4	申請手数料	——	5

## 第 II 道路の指定変更・指定取消の手続き

1	手続きの流れ	——	6
2	道路の位置指定の指定変更・指定取消	——	7
3	私道の指定変更及び指定取消の基準	——	7
4	申請手数料	——	7

## 第 III 申請書の取り下げ

1	申請書の取り下げ	——	7
2	取り下げの基準	——	7

## 第 IV 道路の位置指定の基準

1	道路の位置指定ができる土地	——	8
2	建築物の敷地面積	——	8
3	接続道路	——	8
4	特定行政庁にまたがる場合の指定	——	8
5	道路の位置指定の幅員	——	9
6	指定道路の終端部	——	9
7	指定道路の境界表示	——	9
8	指定道路の位置表示	——	10
9	道路延長の測り方	——	10
10	屈折道路の最低延長	——	11
11	傾斜地における指定	——	11
12	既存道路との接続部	——	12
13	水路敷を隔てて既存道路に接続する場合	——	13
14	排水施設	——	13
15	路面	——	13

## 第 V すみ切りの設置基準

1	一般的なすみ切り	——	14
2	60°未満の鋭角すみ切り	——	14
3	指定を受けようとする道路を隣地に接して設ける場合	——	15

## 第 VI 袋路状道路の取扱い基準

1 袋路状道路の基準	——	16
2 最低延長の制限	——	16
3 自動車転回広場の基準	——	17

## 第 VII 様 式

1 道路位置指定・指定変更・指定取消事前協議書	——	19
2 道路位置指定・指定変更・指定取消申請書	——	20
3 築造工事完了届	——	21
4 道路位置指定・指定変更・指定取消申請取下げ届	——	22
5 道路位置指定・指定変更・指定取消申請図	——	23
6 道路位置指定・指定変更・指定取消申請図（記入例）	——	24
7 申請図に記載する事項	——	25
8 委 任 状	——	26

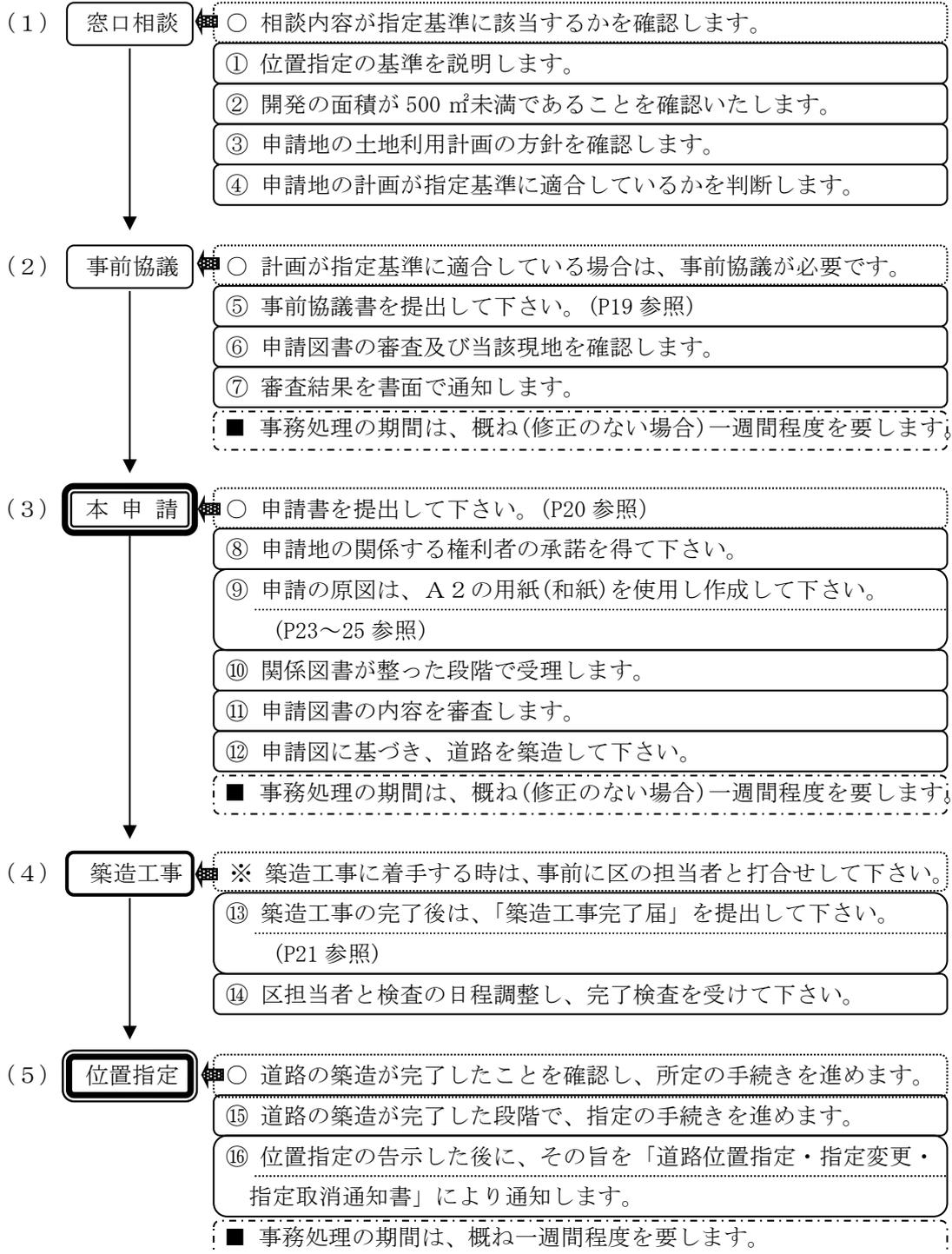
## 第 VIII 参 考 資 料

1 申請図の記載事項チェックリスト	——	28
2 排水施設及び舗装等の標準的構造図	——	29
3 道路の位置指定等に係る相談窓口一覧表	——	30

# 第 I 道路の位置指定の手続き

## 1 手続きの流れ

道路の位置指定の申請及び指定・告示に係る手続きは、次のような流れになります。



## 2 事前協議

### (1) 必要性

道路の位置指定を受けようとする場合は、その指定の申請に先立ち「事前協議書」の提出が必要です。

これは、事前に計画の内容を法令や指定基準の適合性等に関する確認を行い、道路の形態が完成した時点において、円滑に「道路の位置の指定」の告示ができるようにするものです。

### (2) 提出書類

事前協議に必要な書類は、次の表-1のとおりです。

【 表 - 1 】

事前協議書	正・副2通を提出。(副は、受付収受後に申請者へ返還。)
委任状	P26参照、委任事項の事前協議手続きを☑
附近見取図	申請道路の位置及び付近の目標、住居表示番号等の記入。
測量図	計画区域の実測及び高低。
計画平面図	道路の位置及び宅地の区画表示。
公図の写し	指定を受けようとする道路の位置表示。
登記簿謄本	土地及び建物登記簿謄本(申請に係る関係権利者)

## 3 道路の位置指定の本申請

### (1) 本申請の手続きに必要な書類

この本申請の手続きは、事前協議が整った段階で行うこととなります。申請にあつては、事前に協議した内容に従って、次の表-2の書類を整えて申請書(正・副)を提出して下さい。

【 表 - 2 】

申請図書	① 道路の位置指定申請書(P20参照)
	② 道路の位置指定申請図(原図、P23・P24参照)
	③ 道路の位置指定申請図(写し)
添付資料	④ 印鑑登録証明書(申請に係る関係権利者)
	⑤ 土地及び建物登記簿謄本(申請に係る関係権利者)
	⑥ 委任状(P26参照、委任事項の指定申請手続きを☑。)

「※ 申請図書の綴じ方」

[正本・副本] 副本はすべて正本の写しでも構いません。

P-1 - 申請書
P-2 - 委任状
P-3 - 申請図(写し)
P-4 - 印鑑登録証明書
P-5 - 登記簿謄本
P-6 - その他必要書類

■別途、提出する図書

申請原図
------

(2) 申請図書の作成

イ 申請書 (P20 参照)

申請者	申請者は、道路となる部分の土地関係権利者でなければなりません。
代理人	代理人の資格は、専門的な資格を有する建築士・土地家屋調査士・測量士でなければなりません。(委任状を添付して下さい。)
申請道路	① 道路となる土地の登記簿上の地名及び地番を全て記入して下さい。
	② 申請道路の幅員及び幅員別の合計の長さをメートル単位で記入して下さい。(小数点3位以下は切り捨て)

ロ 申請図 (P23～25 参照)

道路の位置指定の申請図は、次の表－3及び表－4に従って作成して下さい。

【 表 － 3 】

用紙	用紙は、「長期保存」が可能な和紙のA2サイズを使用する。 (上記以外の用紙使用は、担当係員と協議すること。)
作成者	図面の作成者は、建築士・土地家屋調査士・測量士とする。
作成方法	記入例等 (P24・P25 参照) を基に作成する。
図の方位	見取り図・地籍図・公図の方位は、北を同一方向で記入する。
転回広場	自動車の転回広場のある場合は、その大きさ・面積を記入する。
地籍図	① 縮尺は、1/200を基本とする。
	② 計画敷地の周辺の長さ、地番境及び地番を記入する。
	③ 既存道路の種別・位置・幅員を記入する。
	④ 指定済み道路は、その指定年月日・番号・幅員・延長を記入する。
	⑤ 既存建築物及び予定建築物の位置・用途・主要出入口、工作物、高低差のある場合は、その数値を記入する。
	⑥ 各建築敷地及び地番ごとの土地所有者、使用権利者、その土地に存する建築物・工作物の所有者、もしくはその他の権利者氏名をそれぞれ権利別に記入する。
	⑦ がけ・擁壁等の高低差・鉄道・水路敷等がある場合には、それらを図示記入する。
	⑧ 開発面積を備考欄に記入する。
	⑨ 道路の位置・幅員・中心距離・周囲の長さ、それぞれの境界・杭の埋設の位置を図示記入する。
	⑩ 道路の位置は、公道の角又は親地番の不動点からの距離を記入する。
	⑪ 道路には、原則、その両側にL型溝を付設して、雨水を集める柵を設ける。さらに、宅地内の排水処理は汚水柵を設け、これらを集約するための本管及び集水柵を付設する。
	⑫ 別紙、「地籍図に記載する事項」に基づき、当該計画に該当する記号等は、記入した記号等を凡例に記載する。

【 表 - 4 】

附近 見取り図	①	縮尺は、1/3, 000を基本とする。
	②	申請道路の位置・付近の目標・街区・既存道路等の状況を図示する。
	③	申請道路周辺の住居表示番号は、町名を記入し○印をつけ表示する。
縦横断図	①	縮尺は、1/50を基本とする。
	②	申請道路の横断図には、排水設備(L型溝等)・縁石・道路の構造を 図示する。
	③	擁壁等がある場合には、その断面を記入する。
	④	申請道路の縦断面図を図示し、その高低差及び勾配を記入する。
公 図 (写し)	①	縮尺は、1/600を基本とする。
	②	公図を写した年月日・その場所・写した者の氏名を記入し押印する。
	③	公図上で、申請道路の区域が分筆されていない場合は、その位置を 点線で記入する。
	④	計画敷地は、その範囲を実線で記入する。
承 諾 書	①	申請者は、申請書(P20参照)の申請者とする。
	②	承諾の年月日は、関係権利者全員の承諾を得た日を記入する。
	③	承諾書(欄)には、権利者の権利種別・権利物件の地番・家屋番号、 各権利者の住所・氏名を記入し、印鑑登録された印を押す。
	④	関係権利者に親権者・法定代理人・公有地管理者等が定められてい る場合には、それらの資格を有することを権利別に記入し、それら 権利者の印鑑登録された印を押す。
そ の 他	①	各関係権利者の登記簿謄本等と印鑑登録証明書に記載されている住 所が異なる場合は、戸籍の附票、住民票又は住居表示証明書、登記 簿上の権利者と同一人であることが確認できる書類を添付する。
	②	道路の位置を訂正する場合は、その訂正部分に関する権利者の印 鑑登録された印を押す。
	③	関係権利者の権利の及ばない軽微な訂正は、代理人の押印とする。
	④	既存の公道に接続する場合は、事前に境界確定を行うこととする。

(3) 位置の指定を受ける場合の関係権利者の範囲

承諾を必要とする関係権利者の範囲は、次のとおりです。

イ 道路となる土地の関係権利者

①	土地所有者及び、その所有者の登記簿謄本に記載されている権利者。
②	土地に存在する建築物又は工作物の所有者及び、その所有者の登記簿謄 本に記載されている権利者。

ロ 道路となる土地に接する土地の関係権利者

①	道路となる土地に接する土地の所有者及び、その所有者の登記簿謄本に記載されている権利者。
②	道路となる土地に接する土地に存在する建築物・工作物の所有者及び、その所有者の登記簿謄本に記載されている権利者。
③	道路となる土地が公園・広場・その他の公有地に接する場合には、それらの管理者。

ハ その他の関係する権利者

①	共同所有の物件は、その物件の全所有者。ただし、「建物の区分所有等に関する法律」に規定する共同住宅等の場合は同法の規定による。
②	袋路状の道路を延長する場合は、その接続する部分の関係権利者。
③	関係権利者が未成年者の場合は、その法定代理人。ただし、法定代理人が存しない場合は、その未成年者の後見人。
④	永小作権・使用权・賃借権・使用借権・地役権・質権・抵当権・入会権・仮登記権利を有する者で、登記事項証明書(登記簿謄本)に記載されている者。また、文書等により権利関係が明確に証明できるもので、指定処分前に区に申し出があった者は権利者と判断します
⑤	その他、区長が必要と認めた権利を有する者。

ニ 関係権利者に相続等が発生した場合

関係権利者に相続等が発生した場合は、その関係を明らかにすることができる遺産分割協議書・除籍戸籍謄本・死亡証明書等。
---

(4) 添付資料

申請書に添付する各種の証明書は、次のとおりです。なお、各種証明書の有効期間は、発行の日から3ヶ月以内のものに限ります。

イ 印鑑登録証明書	承諾を必要とする関係権利者全員。
ロ 土地・家屋登記簿謄本	道路となる土地及び、その土地に接する土地及び存在する建築物・工作物の登記簿謄本。
ハ その他、添付の書類	関係権利者に相続発生の場合は、遺産分割協議書・除籍戸籍謄本・死亡証明書等。その他、区長が認めた権利を有する許可・承諾書。

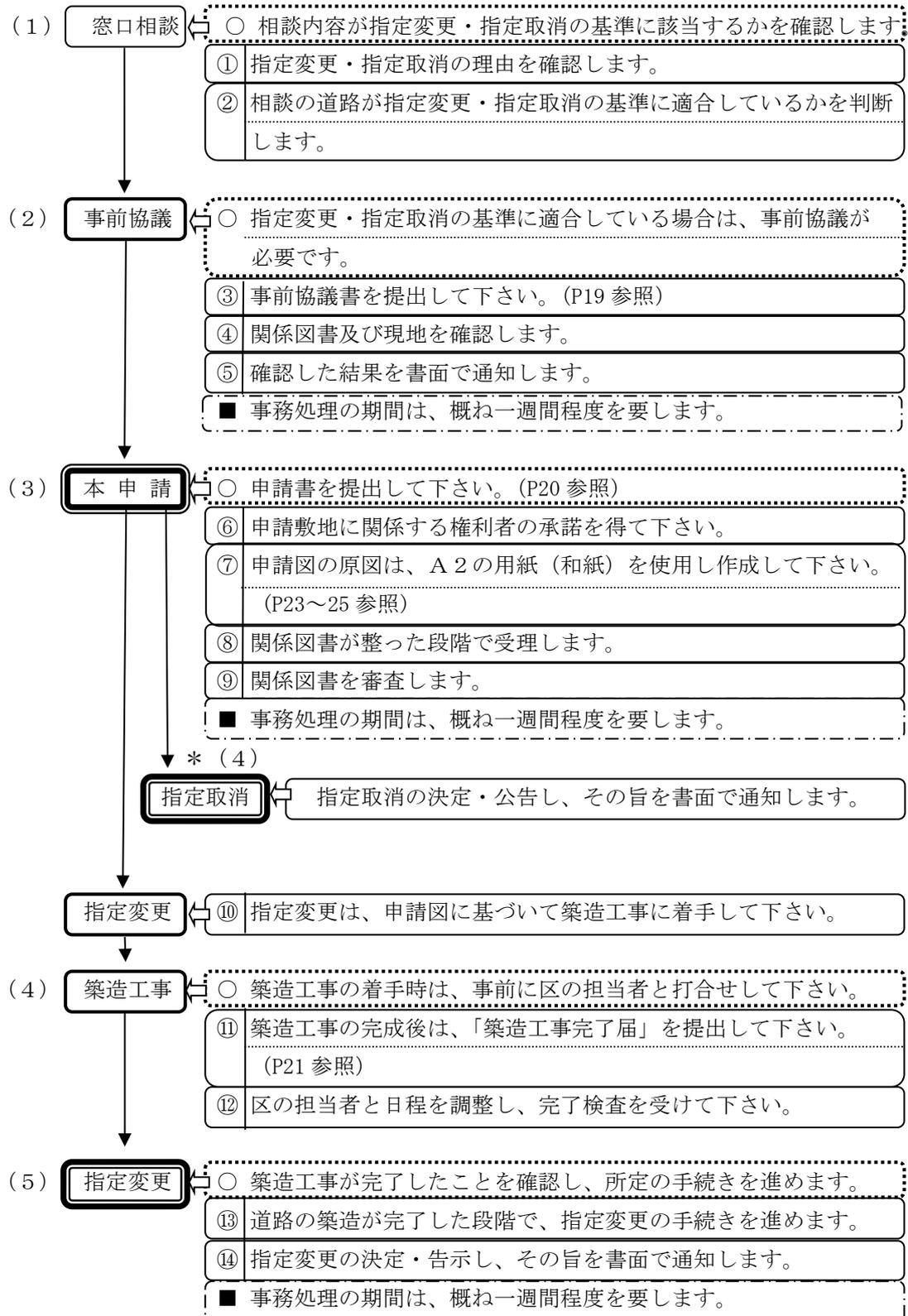
4 申請手数料 (目黒区手数料条例第2条の別表)

本申請の審査手数料は50,000円です。

## 第 II 道路の位置指定等の変更・廃止の手続き

### 1 手続きの流れ

指定道路の変更及び廃止の手続きは、次のような流れになります。



## 2 道路の位置指定の変更及び廃止

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) 事前協議         | 事前協議に必要な図書は、「道路の位置指定の手続き」の【表-1】を準用します。(詳細は、担当者と打合せ) |
| (2) 手続き          | この申請に必要な図書は、「道路の位置指定の手続き」の【表-2】を準用します。(詳細は、担当者と打合せ) |
| (3) 関係権利者        | 承諾を必要とする関係権利者の範囲は、「道路の位置指定の手続き」の【表-3】及び【表-4】を準用します。 |
| (4) 指定変更部分の権利者範囲 | 指定変更される道路の部分が分筆されている場合は、その道路の部分の権利者のみとします。          |

## 3 私道の指定変更及び指定取消の基準

### (1) 変更・取消の制限

- |   |
|---|
| ① 指定変更又は指定取消によって、その道路に接する敷地が建築基準法第43条第1項及び東京都建築安全条例(第4条、第10条の2・3、第22条、第41条等)の規定に抵触する場合は、変更又は取消はできません。 |
| ② 隣接敷地への影響が過大であると認められる場合は、区は変更又は取消を制限することがあります。   |
| ③ 袋路状道路の4m以上の幅員を縮小する変更はできません。   |
| ④ 道路幅員の一部のみ、拡幅変更又は幅員の一部を取消することはできません。   |
| ⑤ 通り抜け道路は、その一部を取消することはできません。  |

### (2) 変更・取消の緩和

- |  |
|--|
| ① 通り抜け道路で、残存する道路が「本道路の位置指定の基準」に適合する場合。                           |
| ② 土地の状況により、通り抜け道路とすることが著しく土地利用価値を損なうと考えられる場合で、安全上支障がないと区長が認めた場合。 |

## 4 申請手数料(目黒区手数料条例第2条の別表)

本申請の審査手数料は50,000円です。

## 第 III 申請書の取り下げ

### 1 申請書の取り下げ

道路に係る申請を取り下げる場合は、取り下げ届(P22参照)に必要事項を記入し提出してください。

### 2 取り下げの基準

申請の受理日から3ヶ月(180日)を経過しても申請図書の補正に応じられていないもの、補正できないものは原則として取り下げるものとします。ただし、区長がやむを得ないと認める理由のあるものについては、その限りではありません。

## 第 IV 道路の位置指定の基準

### 1 道路の位置指定ができる土地

道路の位置指定は、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可対象外の土地で、道路となる敷地の土地所有者及び関係権利者全員の承諾が必要です。

道路の位置指定を受けて、土地利用を図ることのできる区域の面積が都市計画法に基づく開発行為の許可対象とならない「500㎡未満」の土地に限られます。

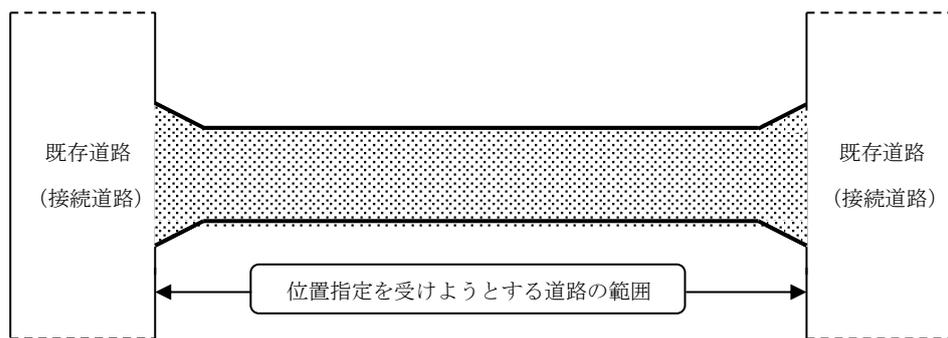
### 2 建築物の敷地面積

指定を受けようとする道路に接する建築物の敷地面積は、建築基準法第53条の2に規定する都市計画又は条例において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければなりません。

### 3 接続道路

#### (1) 既存道路への接続

道路の位置指定を受けようとする場合は、原則として両端が既存道路に接続しなければなりません。



#### (2) 建築基準法附則第5項による位置指定道路とみなされる建築線

旧市街地建築物法第7条の但し書きの規定によって指定された建築線で、その間の距離が4m以上のものは、その建築線の位置にこの法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定があったものとみなすもので、該当する道路の形態がないものに接続して「道路の位置の指定」を受ける場合は、その接続道路も築造することになります。

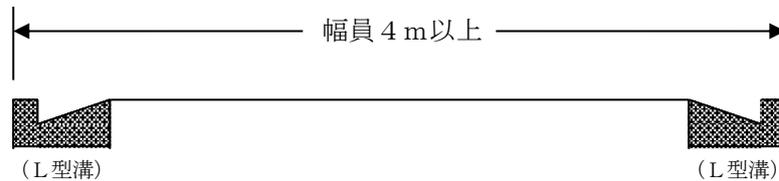
### 4 特定行政庁にまたがる場合の指定

道路となる土地の所在地が2以上の特定行政庁にまたがる場合は、それぞれの特定行政庁の長あてに申請書を提出することになります。

## 5 道路の位置指定の幅員

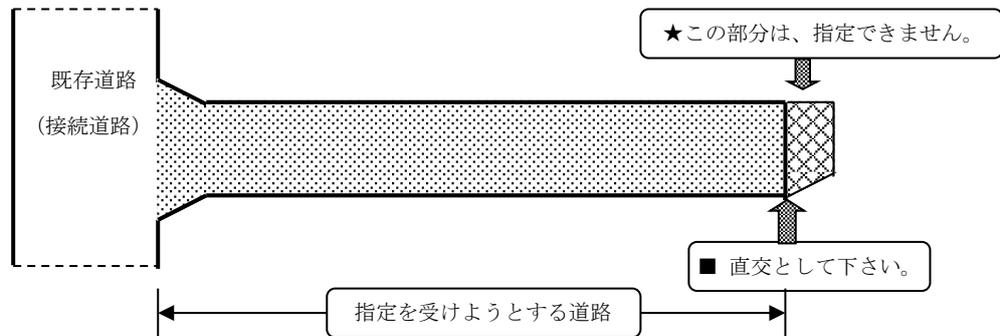
道路の位置指定の幅員は、原則として既存道路（接続道路）の幅員を越えないものとし、道路中心線に直角に測り、各部分で4 m以上でなければ指定することはできません。

- (1) 両側のL型溝は、道路区域として幅員に含みます。
- (2) 片側に縁石を設ける場合は、縁石も道路区域として幅員に含みます。



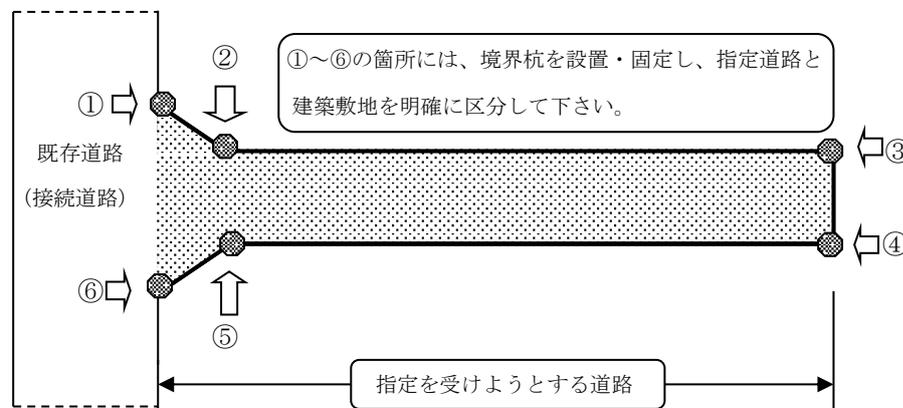
## 6 指定道路の終端部

指定道路の終端部は、道路中心線に直交する一本の直線で、縁石等により区画して下さい。



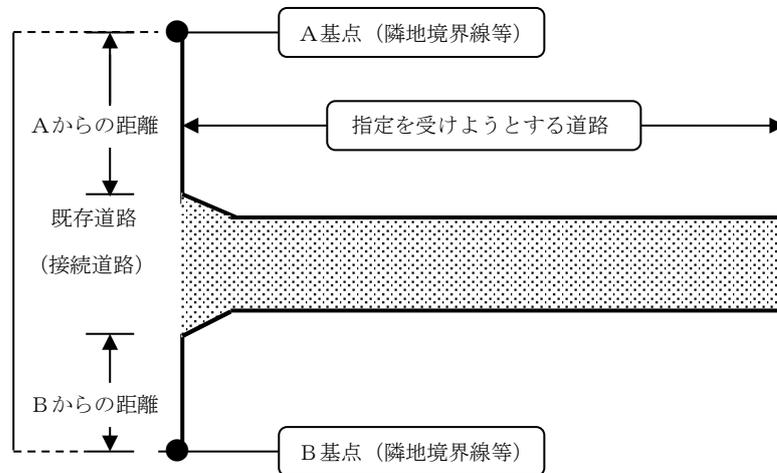
## 7 指定道路の境界表示

- (1) 道路の位置は、L型溝及び縁石により区画し、建築敷地との境界を明確にして下さい。
- (2) すみ切り・屈曲点・終端部等の要所には杭で表示して下さい。
- (3) 杭の構造・材質は、コンクリート杭又は石杭（75 mm × 75 mm L = 600 mm 同等以上）を埋設・固定して表示して下さい。



## 8 指定道路の位置表示

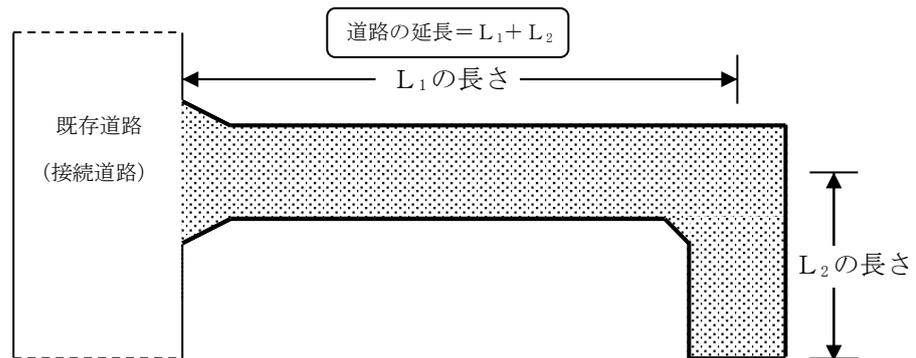
道路位置は、接続する道路側に基点（隣地境界線等）を設定し、その基点から延長及び道路中心線の屈折する位置までの測定が容易にできるようにして下さい。



## 9 道路延長の測り方

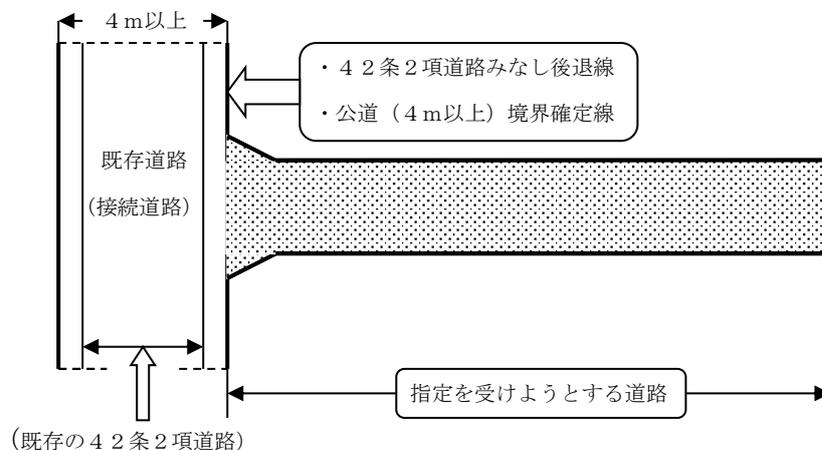
道路の位置指定の延長は、その道路中心線の長さとしてします。

### (1) 屈折道路の場合



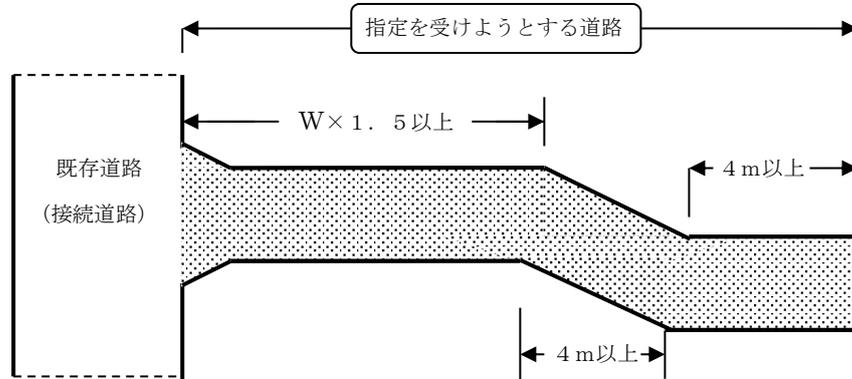
### (2) 建築基準法第42条第2項道路及び公道（幅員4m以上）に接続する場合

建築基準法第42条第2項道路のみなし後退線及び公道（幅員4m以上）の境界確定線（予定線）から指定道路の終端部までの中心線の長さとしてします。



## 1 0 屈折道路の最低延長

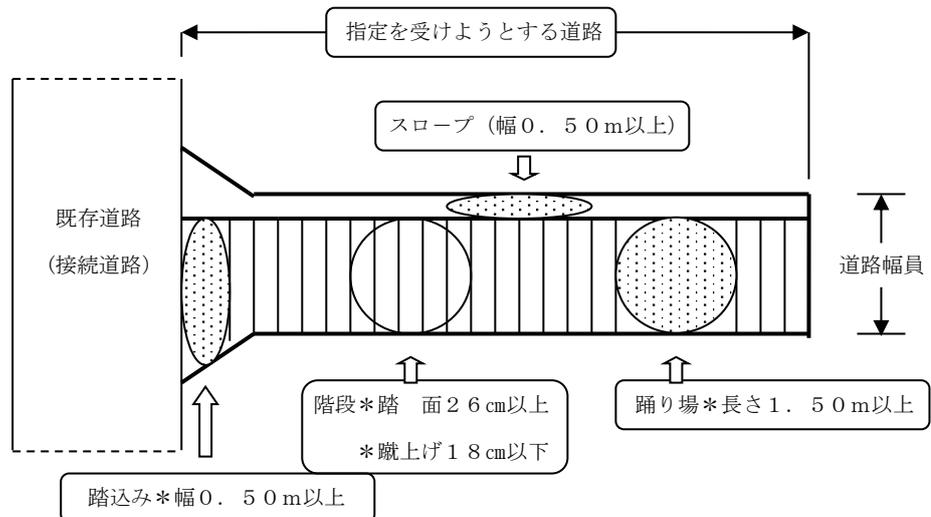
屈折するまでの最低延長は、その道路幅員（W）の1.5倍以上とし、かつ、その他内側の道路延長（折れ点間又は折れ点と終端間）は4m以上として下さい。



## 1 1 傾斜地における指定

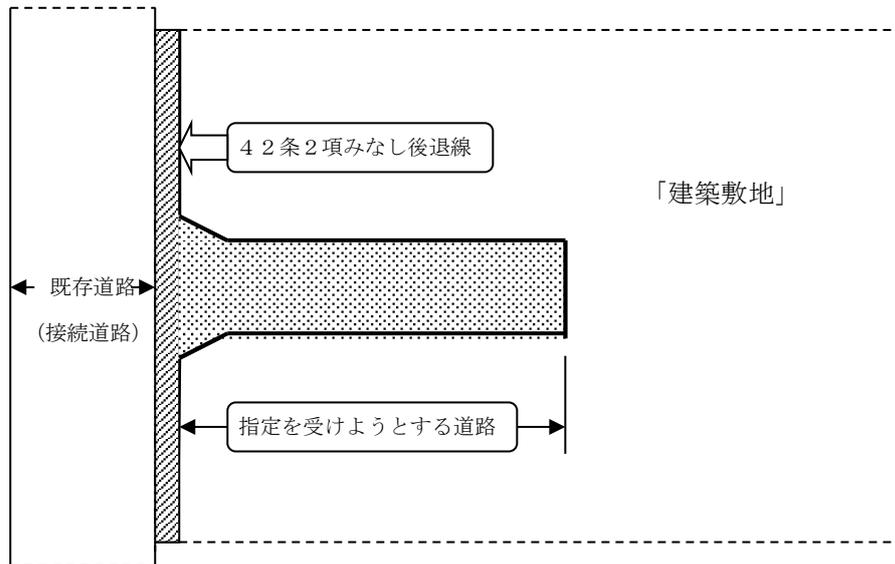
- (1) 縦断勾配は、原則として12%以下のスロープとして下さい。
- (2) 縦断勾配が12%以上の場合で、区長が地形及び周辺の状況により安全な通行に支障がないと認めた場合は、次の基準による階段状とすることが出来ます。

- ① 階段は、勾配30%以下で、階段幅1.50m以上であること。
- ② 自転車等の通行のために、幅0.50m以上のスロープを設けること。
- ③ 階段部分には、高齢者等の通行に配慮した手摺を設けること。
- ④ 高低差が3mを超える場合にあっては、高低差3m以内ごとに長さ1.5m以上の踊り場を設けること。
- ⑤ 最下段と既存道路との取り付け部は、0.50m以上の踏込みを設け、既存道路の路面と同一の平面とすること。



## 1.2 既存道路との接続部

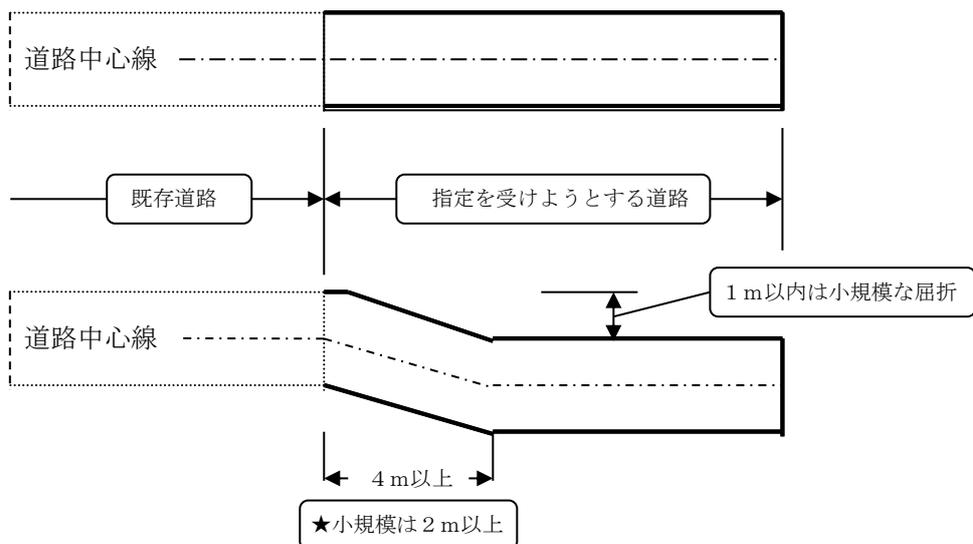
(1) 既存の4.2条2項道路に接して指定を受ける場合



(2) 既存道路に延長して指定を受ける場合

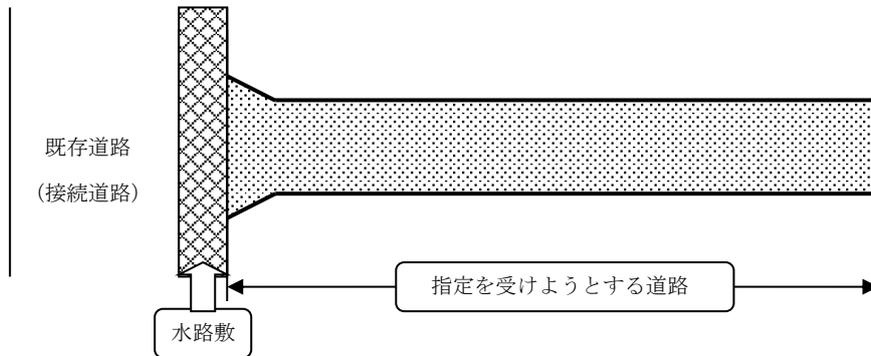
既存道路の終端部に接続する場合は、次のとおりにして下さい。

- ① 直線で接続する場合は、既存道路の中心線を一致させて下さい。
- ② 屈折して接続する場合は、幅員4 m以上及び屈折部分の延長は4 m以上を確保して下さい。
- ③ 接続部分の屈折が小規模（1 m以内）の場合は、幅員4 m以上及び屈折部分の長さは2 m以上を確保して下さい。



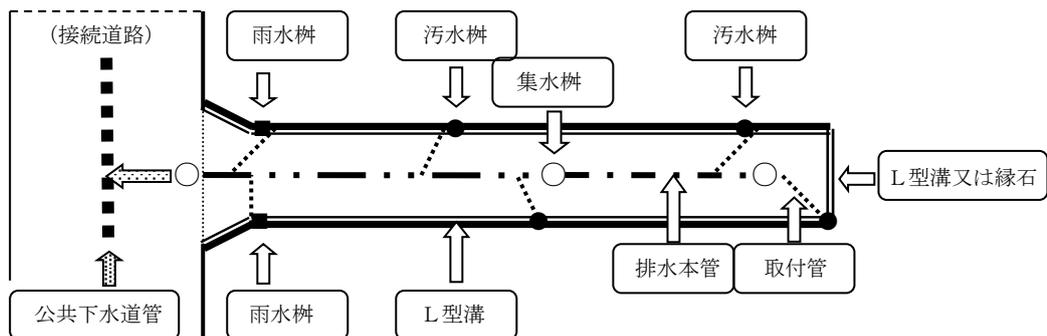
### 1.3 水路敷を隔てて既存道路に接続する場合

水路敷を隔てて指定を受けようとする道路は、事前に水路敷の管理者と通行形態について調整し、占用許可を得てその写しを提出して下さい。



### 1.4 排水施設

道路及び建築敷地内の排水施設は、維持管理に支障ない構造物（L型溝・雨水枡・汚水枡・集水枡・排水本管）を付設し、既存の公共下水道施設に接続して下さい。



施設	要件
L型溝	両側の付設を基本とする。ただし、やむを得ない場合は片側を縁石とする。
雨水枡	流末・勾配の変化点及び延長20m以内の間隔で、付設する。
汚水枡	建築敷地ごとに付設する。ただし、敷地内の場合には、この限りでない。
排水管	道路の中心部分に付設し、汚物等が堆積しない勾配(0.8%以上)とする。
取付管	排水本管に直接接続する。ただし、終端部は集水枡に接続する。
集水枡	排水本管の維持管理が容易に出来るように、基点及び終端部に設ける。

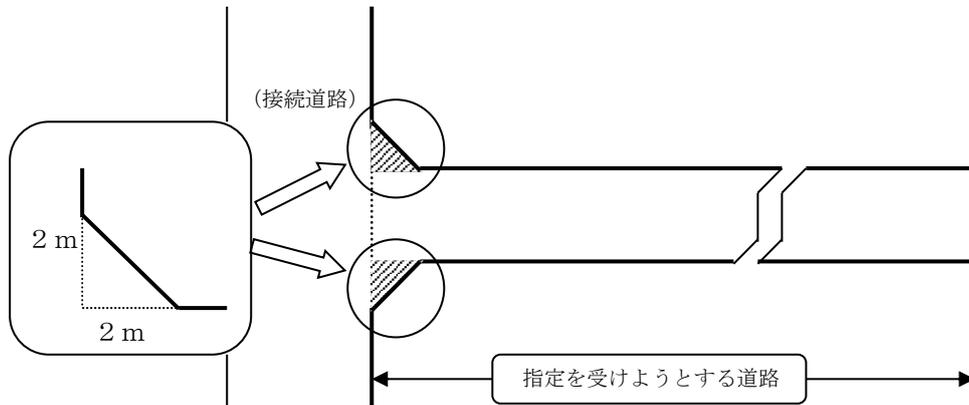
### 1.5 路面

路面は、日常的に安全な通行ができるように、ぬかるみとならないようアスファルト舗装構造として下さい。なお、路面の横断勾配は、バリアフリーの考え方により1%を基本とします。

## 第 V すみ切りの設置基準

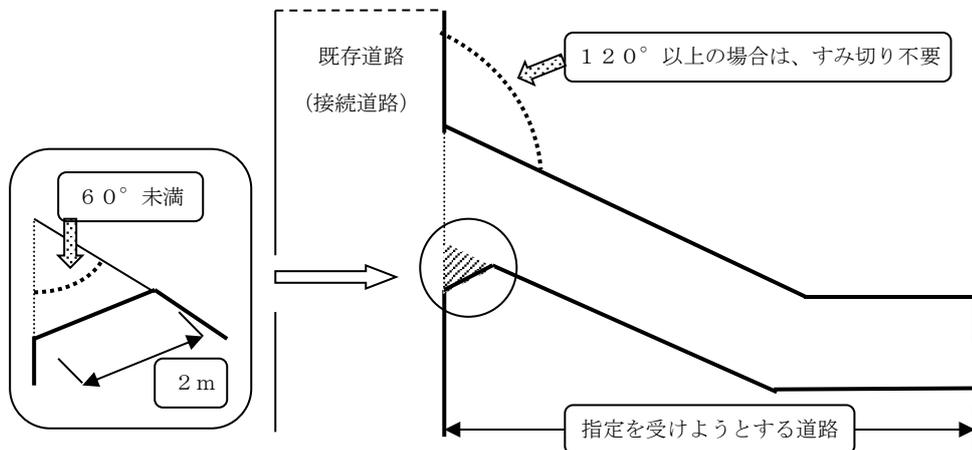
### 1 一般的なすみ切り

角地のすみ切りは、角地の隅角を挟む辺の長さ 2 m の二等辺三角形のすみ切りを設けて下さい。



### 2 60°未満の鋭角なすみ切り

既存道路に対して、指定道路の形態の内側が 60°未満の場合は、二等辺三角形の底辺が 2 m 以上となるすみ切りを設けて下さい。なお、外側の角度が 120°以上の場合には、すみ切りは不要です。



### 3 指定を受けようとする道路を隣地に接して設ける場合

- (1) 隣地の承諾が得られない場合

擁壁等の工作物を築造するための空間を確保する必要性から、隣地境界線から25cm以上離して設けて下さい。

- (2) 隣地の承諾を得た場合

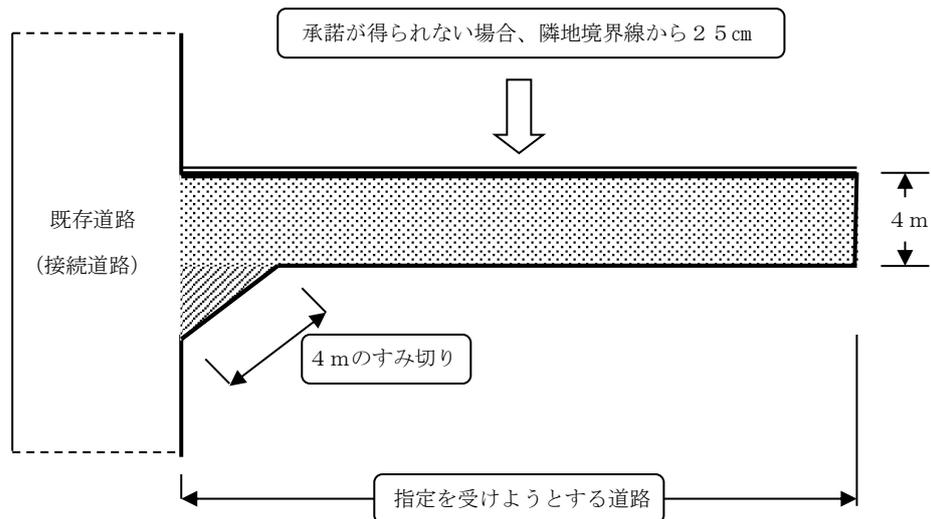
承諾が得られたときは、境界線から設けることができます。

- (3) 道路が水路敷、鉄道用地に沿接する場合

指定を受けようとする道路が水路敷、鉄道用地に沿接して他の道路を交差するなど、敷地形態等でやむを得ない場合で、安全上支障がないと認められるものは、片側すみ切りとすることができます。

- (4) すみ切りの基準

片側に、角地の底辺の長さ4mの二等辺三角形のすみ切りを設けて下さい。

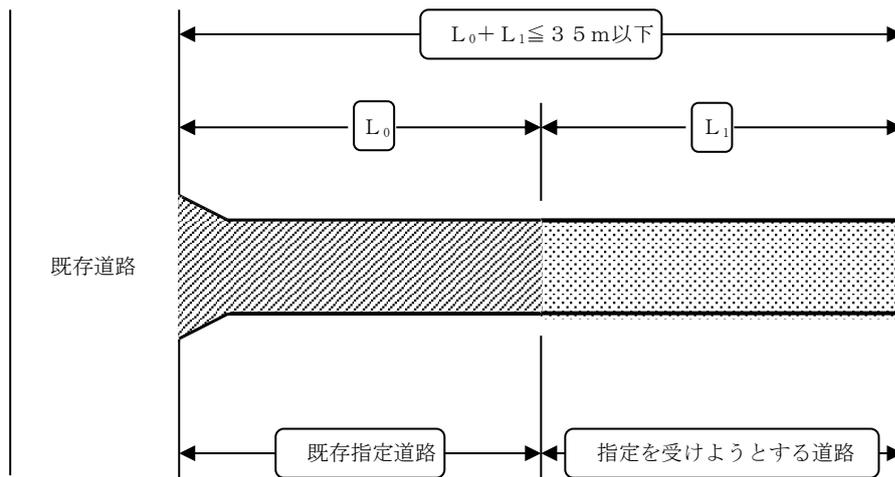


## 第 VI 袋路状道路の取扱い基準

### 1 袋路状道路の基準

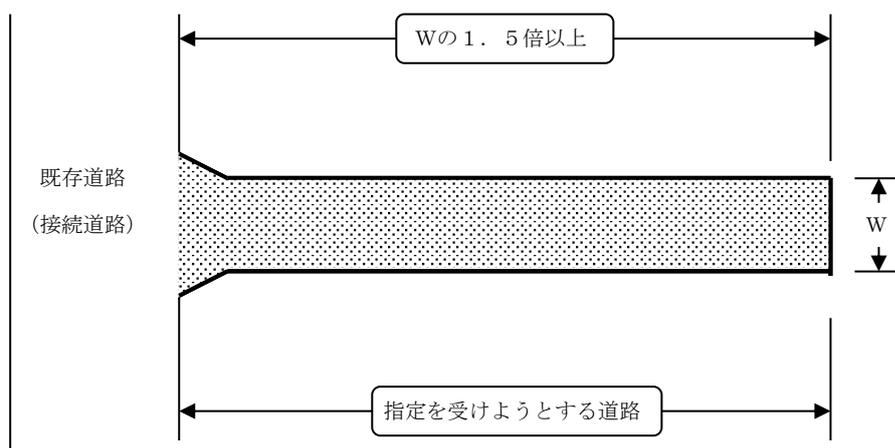
次の(1)から(3)に該当する場合は、袋路状道路とすることができます。

- (1) 既存の指定道路を含めて、道路幅員が6 m未満で総延長が3.5 m以下であること。
- (2) 総延長が3.5 m以上で、終端部及び区間3.5 m以内ごとに自動車の転回広場を設けること。
- (3) 指定を受けようとする道路の幅員が6 m以上であること。



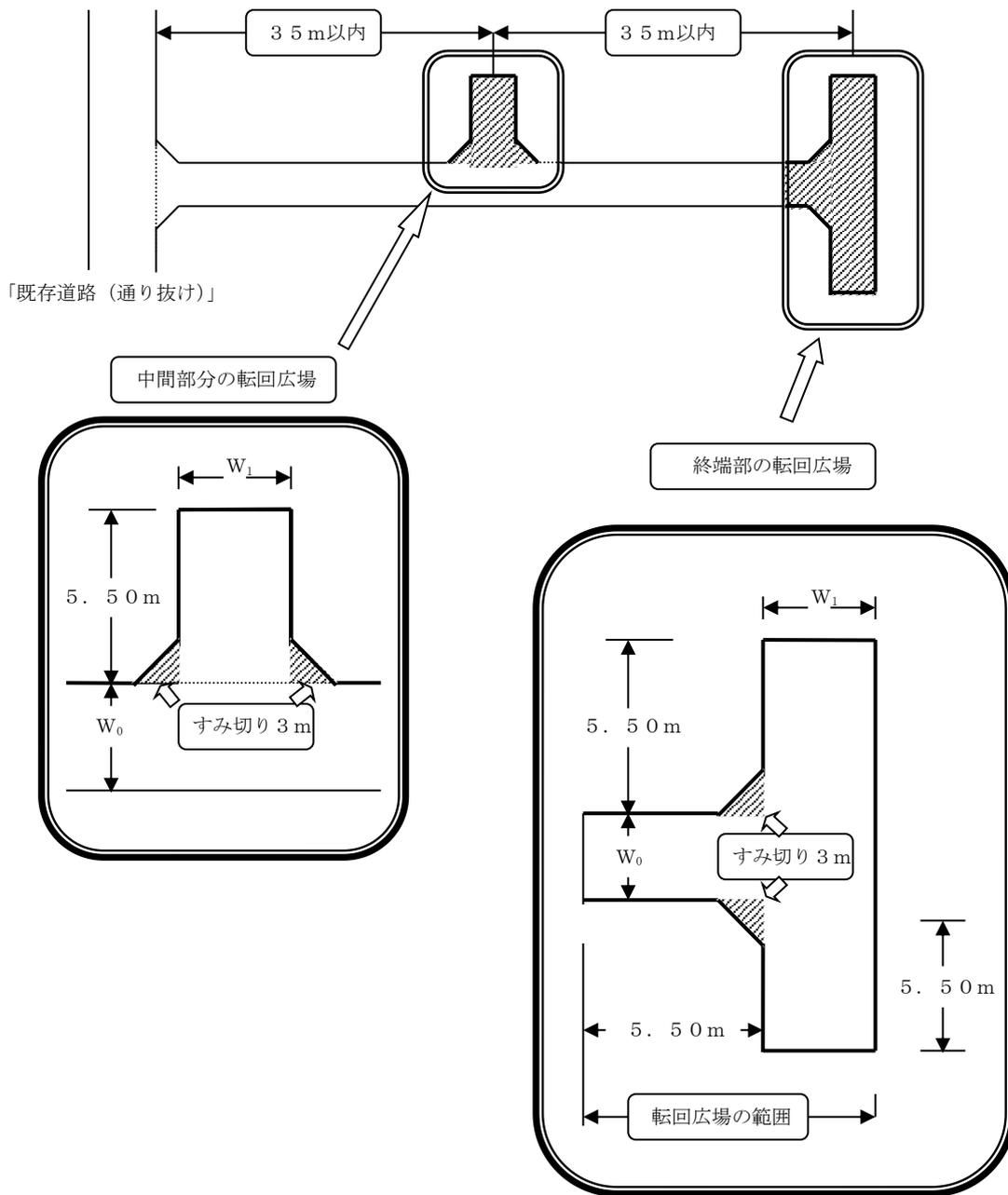
### 2 最低延長の制限

袋路状道路の最低延長は、指定を受けようとする道路幅員 $W$ の1.5倍以上として下さい。



### 3 自動車転回広場の基準

- (1) 指定を受ける場合の自動車転回広場の設置箇所は、建築基準法施行令第144の4第1項第1号のハの規定によります。
- (2) 転回広場の幅員 ( $W_1$ ) は、指定を受けようとする道路の幅員 ( $W_0$ ) と同等以上とし、すみ切りは底辺の長さ3mの二等辺三角形を確保して下さい。



## 第 VII 様 式

### 1 事前協議第 1 号様式

本申請の前に、事前協議するために提出していただくものです。

### 2 第 1 4 号様式

道路の位置指定を受けるために、本申請のときに提出していただくものです。

### 3 築造工事完了届様式

指定を受ける道路の築造工事が完了した段階で、提出していただくものです。

### 4 申請取り下げ様式

申請を取り下げる場合に、提出していただくものです。

### 5 第 1 5 号様式

目黒区道路位置 指定・指定変更・指定取消 申請図様式です。

### 6 第 1 5 号様式 (記入例)

道路の位置指定等の申請図を作成するときの記入例です。

### 7 申請図に記載する事項

申請図の地籍図に、必要な方位・指定道路等の記号を記載していただくものです。

### 8 委 任 状

申請者の代理者を定める場合に、提出していただくものです。

令和 年 月 日

指 定  
道 路 位 置 指 定 変 更 事 前 協 議 書  
指 定 取 消

都市整備部建築課長 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_  
代理人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

指定  
建築基準法第42条の規定による道路の位置の 指定の変更 を下記のとおり計画しています。  
指定の取消し  
については、関係図書等を添えて事前協議を申し出ます。

計画地の 地名地番	東京都目黒区 丁目 番地 号 (住居表示：目黒区 丁目 番 号)
計画の概要	区域の面積 実測 m <sup>2</sup> (登記簿 m <sup>2</sup> )
	道路の幅員 m 道路の延長 m
	転回広場 (有 ・ 無) 宅地等区画数 区画
接続先道路 について	建築基準法42条1項1号・2号・3号・4号・5号 42条2項道路
	※42条2項道路の場合の後退方法 ( )
	公道 (国道・都道・区道・区管理道路)・私道・その他 ( )
開 発 行 為	都市計画法第29条による開発許可 (必要・不要) 開発事前相談書 ー
関連図書の 種類について	案内図 配置図 計画図 測量図 公図 (写) 登記簿謄本 (写) その他の添付資料 ( )
備考欄	

(用紙規格 A4)

指 定  
道 路 位 置 指 定 変 更 申 請 書  
指 定 取 消

建築基準法第42条第 項第 号の規定による道路の位置の 指定 指定の変更 を 指定の取消し  下記のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違 ありません。  令和 年 月 日  目黒区長 あて  申請者氏名 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）  記	
(1) 申請者住所	電話 ( )
(2) 代 理 人	住 所 電話 ( )
	氏 名
(3) 道路となる土地の地名及び地番	
(4) 申 請 道 路	幅 員 m
	延 長 m
(5) 備 考	
※ 受 付 欄	〔この欄には書かないでください。〕

(注意) 1 「(1)申請者住所」欄は、法人の場合にあっては、その事務所の所在地を記入してください。  
 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

(用紙規格 A4)

築造工事完了届様式

都市整備部建築課		
課長	係長	担当者

令和 年 月 日

## 築造工事完了届

都市整備部建築課長 あて

届出人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

(届出人は、申請者又は代理人)

下記の建築基準法第42条1項5号の規程による道路の位置指定の築造工事が完了したので届け出ます。

記

築造工事	施工箇所	目黒区	丁目	番	(住居表示)
位置指定	申請日	令和	年	月	日
受付	受理番号	第	号		
築造工事	完成日	令和	年	月	日
道路竣工	幅員				
	延長				
備考欄					

申請取り下げ様式

指 定 変 更 申 請 取 り 下 げ 届  
道 路 位 置 指 定 取 消  
指 定 取 消

令和 年 月 日

目黒区長 あて

届出人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

下記の申請については、都合により取り下げたいので、届け出ます。

記

1	申 請 年 月 日	申 請 日	令 和 年 月 日
2	受 付 受 理 番 号	受 理 番 号	第 号
3	道 路 と な る 土 地	住 居 表 示	目 黒 区 丁 目 番
		地 名 ・ 地 番	目 黒 区 丁 目 番
4	申 請 道 路	幅 員	m
		延 長	m
備 考 欄		(この欄には、記入しないで下さい)	

第15号様式（第17条関係）

道路（位置）指定変更申請図  
指定取消

道路に係る土地の地名地番

幅員                     メートル・延長

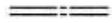
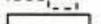
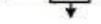
メートル・自動車転回広場

縮尺	地籍図	
	付近見取図	
尺	構造図	
	公図写	

平方メートル

※ 道路（位置）の指定・指定変更・指定取消台帳				
告示年月日	年 月 日	指定年月日	年 月 日	
告示番号	第 号	番 号	第 号	
承 諾 書	この図面のおり道路（位置）の指定・指定の変更・指定の取消しを承諾いたします。 年 月 日			申請者住所・氏名
	申請者	宛て		
備 考	権利等	住 所	氏 名	印
				承諾日
備考				
図面作成者住所・氏名				
測量者住所・氏名				

凡例

方 位		都 市 計 画 路 線	
塀 (構造を記入のこと。)		予定する道路の位置	
生 垣 (用途を記入のこと。)		既存道路（公道私道を区別し記入の指定された道路の位置）	
予定建築物 (用途を記入のこと。)		及び建築線(指定年法第42条第2項に該当する道路)	
既存建築物 (用途を記入のこと。)		取り消される道路の位置	
敷 地 界		申請する道路の位置	
地 番 界		擁 壁	
町 界		高 圧 線	
区 郡 界		崖	
		水路及び土揚敷	

- (注意)
- 1 承諾書の「権利等」欄には、土地の所有者及びその土地又は土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入してください。また、承諾の相手方が建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の場合は、「管理者」と記入してください。
  - 2 図面中に、地番、権利等及び氏名をそれぞれ記入してください。
  - 3 備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入してください。
  - 4 申請の道路の幅員及び延長の単位は「メートル」(小数点以下2位まで)としてください。
  - 5 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入してください。
  - 6 付近見取図と地籍図の方位は、一致させてください。
  - 7 隣地境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入してください。
  - 8 ※印のある欄には記入しないでください。

(用紙規格 A2)

第15号様式(第17条関係) 「記入例」

指 定  
道路(位置) 指 定 変 更 申 請 図  
指 定 取 消

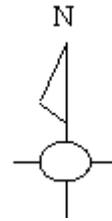
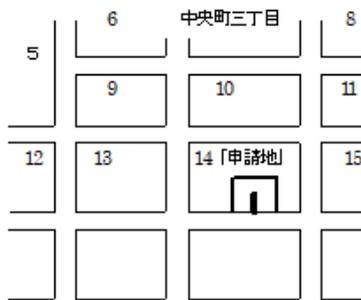
道路に係る土地の地名地番 目黒区中央町三丁目1305番1~4

住居表示 目黒区中央町三丁目13番

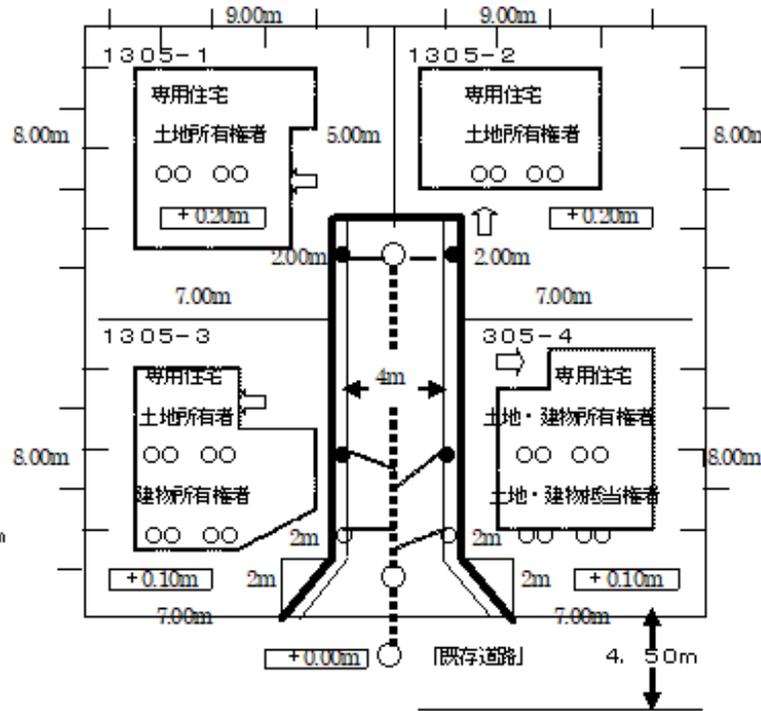
幅員 4.00メートル・延長 10.00メートル・自動車転回広場 平方メートル

縮 尺	地籍図	1/200
	付近見取り図	1/3,000
	構造図	1/50
	公図写	1/600

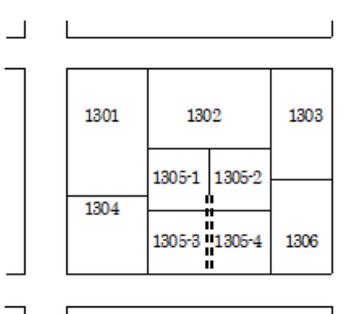
「附近見取り図(縮尺1/3,000)」



「地籍図(縮尺1/200)」



「公 図(縮尺1/600)」



「境界杭」

75mm×75mm

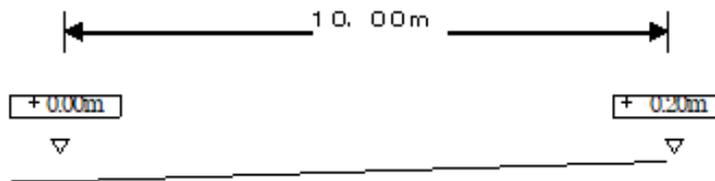


長さ=600mm

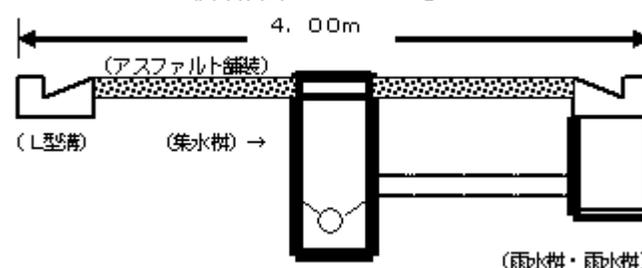
上記は、東京法務局渋谷出張所内の公図により謄写したものである。

令和 年 月 日  
目黒区 丁目 番 号  
土地家屋調査士 第 号 〇〇 〇印

「縦断図(縮尺1/50)」



「横断図(縮尺1/30)」



※ 道路(位置)の指定・指定変更・指定取消台帳					
告示年月日	令和 年 月 日	指定年月日	令和 年 月 日		
告示番号	第 号	番 号	第 号		
承 諾 書	この図面のとおり道路(位置)の指定・指定の変更・指定の取消しを承諾いたします。 令和 年 月 日 申請者 〇〇 〇〇 様			申請者住所・氏名 目黒区中央町 三丁目 番 号 〇〇 〇〇	
	権利等	住 所	氏 名	印 承諾日	
	1305番-1 土地所有者	目黒区中央町 三丁目14番7号	〇〇 〇〇		
	1305番-2 土地所有者				
1305番-3 土地所有者					
1305番-3 建物所有者					
1305番-4 土地・建物所有者					
1305番-4 土地・建物当権者					
備考	区域面積 〇〇〇. 〇〇 m <sup>2</sup>				
図面作成者住所・氏名	目黒区 一級建築士 第 丁目 番 号 〇〇 〇〇				
測量者住所・氏名	目黒区 土地家屋調査士 第 丁目 番 号 〇〇 〇〇				

凡例

方 位		都市計画路線	
塀 (構造を記入のこと)		予定する道路の位置	
生 垣		既存道路(公道私道 を区別し記入のこ 指定された道路の位 置	
予定建築物 (用途を記入のこと)		及び建築線(指定年 法第42条第2項)に該 当する道路	
既存建築物 (用途を記入のこと)		取り消される道路の	
敷 地 界		申請する道路の位置	
地 番 界		擁 壁	
町 界		高 圧 線	
区 郡 界		崖	
		水路及び土揚敷	

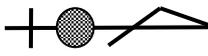
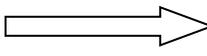
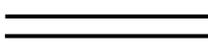
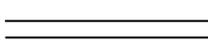
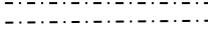
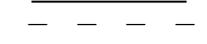
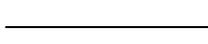
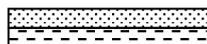
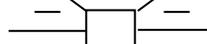
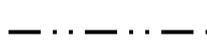
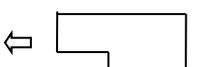
(注意)

- 承諾書の「権利等」欄には、土地の所有者及びその土地又は土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入してください。また、承諾の相手方が建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の場合は、「管理者」と記入してください。
- 図面中に、地番、権利等及び氏名をそれぞれ記入してください。
- 備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入してください。
- 申請の道路の幅員及び延長の単位は「メートル」(小数点以下2位まで)としてください。
- 付近見取り図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入してください。
- 付近見取り図と地籍図の方位は、一致させてください。
- 隣地境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入してください。
- ※印のある欄には記入しないでください。

(用紙規格 A2)

## 「申請図に記載する事項」

凡例（地籍図に記載する記号等）

	項目	記号		項目	記号
1	方位		11	主要出入口	
2	申請道路の位置		12	地番境	
3	既存道路		13	生垣	
4	都市計画道路線		14	へい	
5	廃止道路の位置		15	がけ	
6	42条2項道路		16	擁壁	
7	既存指定道路線		17	水路及び土揚敷	
8	敷地境		18	高圧線	
9	予定建築物		19	区界	
10	既存建築物		20	雨水桝	
			21	汚水桝	

### 注意事項

- 1 承諾書の「権利等」欄には、土地の所有者及びその土地又は土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入してください。また、承諾の相手方が建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の場合は、「管理者」と記入してください。
- 2 図面中に、地番、権利等及び氏名をそれぞれ記入してください。
- 3 備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入してください。
- 4 申請の道路の幅員及び延長の単位は「メートル」(小数点以下2位まで)としてください。
- 5 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入してください。
- 6 付近見取図と地籍図の方位は、一致させてください。
- 7 隣地境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入してください。
- 8 ※印のある欄には記入しないでください。

# 委 任 状

## 【 代 理 人 】

資 格	印	
氏 名		
事務所名		
所 在 地	郵便番号	
	住 所	
	電話番号	

上記の者を代理人と定め、下記の道路の位置の指定（指定の変更・指定の取消し）に関する法令等の規定による申請手続きを委任する。

道路位置	住居表示		
	地 番		
申請種別	指定 ・ 指定の変更 ・ 指定の取消し		
委任事項	建築基準法第42条第1項5号の規定による道路の位置の指定（指定の変更・指定の取消し）の申請に関する一切の件。		
	<input type="checkbox"/> 事前協議手続き	<input type="checkbox"/> 指定申請手続き	<input type="checkbox"/> 道路の築造工事
	<input type="checkbox"/> 築造工事完了届	<input type="checkbox"/> 築造工事完了検査	

令和      年      月      日

## 【 委 任 者 】

氏 名	印
郵便番号	
住 所	
電話番号	

## 第 VIII 参考資料

### 1 申請図の記載事項チェックリスト

申請図が指定等の申請の手引きに従って記載されているかチェックするものです。

### 2 排水施設及び舗装等の標準的な構造図

排水施設等に使用するL型溝・雨水枡等の標準的な構造を示したものです。

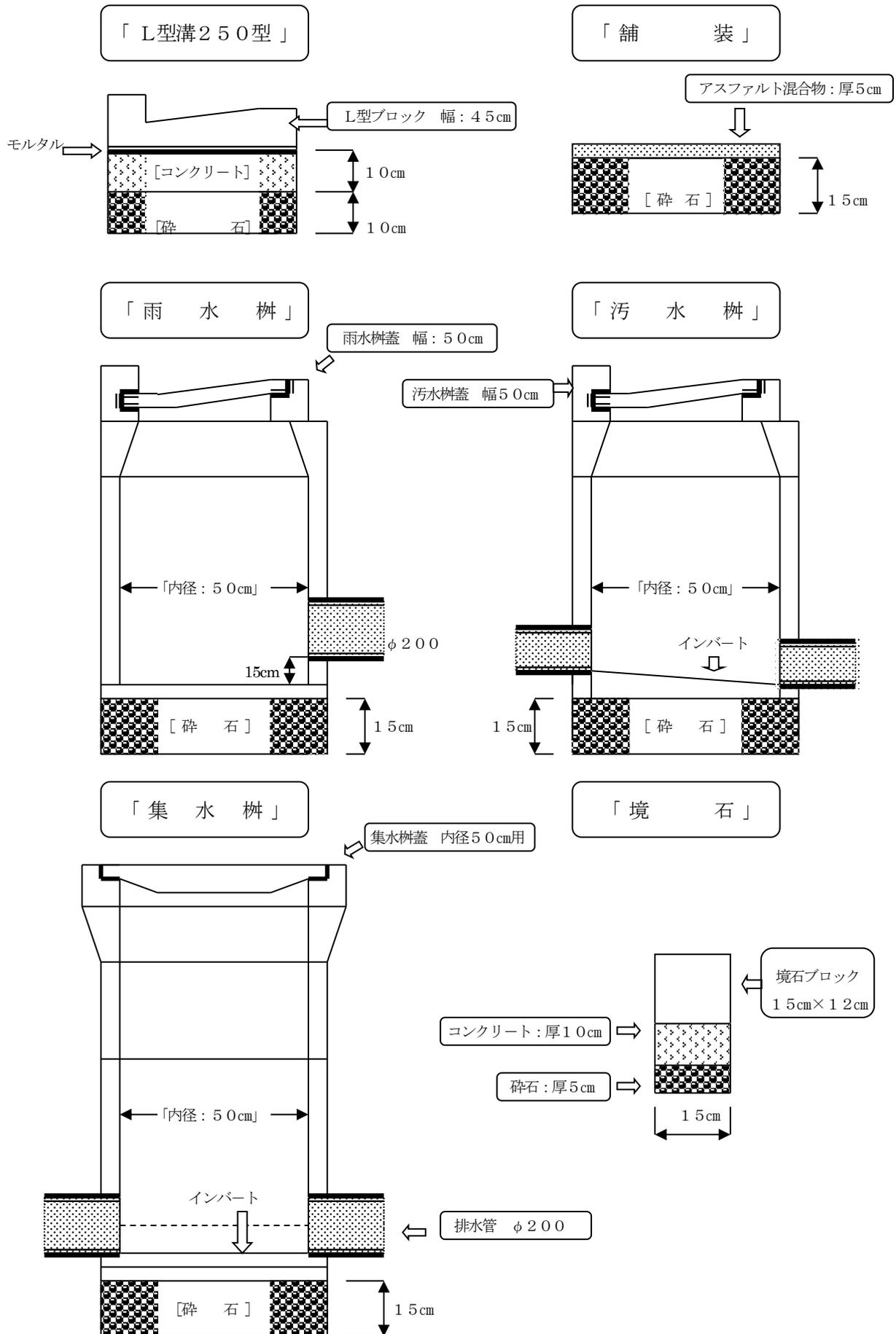
### 3 道路の位置指定等に係る相談窓口一覧表

道路の位置指定等に関連する相談窓口の一覧表です。

## 申請図の記載事項チェックリスト

図書	確認事項		チェック
申請図	1	用紙のサイズ（A2）・和紙の使用	<input type="checkbox"/>
	2	表題の種別（指定・変更・取消し）の記入	<input type="checkbox"/>
	3	公図（写し）に土地の地名・地番の記入（地籍図と整合）	<input type="checkbox"/>
	4	申請道路の幅員・延長（転回広場含む） ※ 道路種別が異なる場合は、接続先道路からの総延長も追加記入	<input type="checkbox"/>
	5	全図面に一致した方位の記入	<input type="checkbox"/>
付近見取り図	1	表題・縮尺（1/3000）、申請地・道路位置の記入	<input type="checkbox"/>
	2	付近の目標、町丁名・住居表示番号の記入	<input type="checkbox"/>
公図（写）	1	公図を写した者の謄写年月日・資格・氏名の記入と押印 ※ 図面作成者又は測量者欄に押印があれば不要	<input type="checkbox"/>
	2	表題・縮尺（1/600）の記入	<input type="checkbox"/>
	3	申請地を太線・予定道路を点線で記入	<input type="checkbox"/>
地籍図	1	表題・縮尺（1/200）の記入	<input type="checkbox"/>
	2	地番境・地目の記入（公図と整合）	<input type="checkbox"/>
	3	区画ごとの地番・権利種別・権利別住所氏名の記入	<input type="checkbox"/>
	4	各宅地の地盤の高さ・道路面の高さの記入	<input type="checkbox"/>
	5	各宅地の面積・敷地周長の記入（路地状部分の幅員含）	<input type="checkbox"/>
	6	既存建築物を実線、予定建築物を点線で記入	<input type="checkbox"/>
	7	各建物の用途、出入口の記入	<input type="checkbox"/>
	8	隣地境界から指定を受けようとする道路までの離隔距離の記入	<input type="checkbox"/>
	9	指定を受けようとする道路の幅員・延長（転回広場含）の記入 （道路種別等が異なる場合はそれぞれの延長も記入）	<input type="checkbox"/>
	10	擁壁等の工作物、水路の位置、幅員の記入	<input type="checkbox"/>
	11	L型側溝等の排水設備の記入	<input type="checkbox"/>
	12	すみ切りの各辺の長さの記入	<input type="checkbox"/>
	13	既存接続先道路の道路種別・幅員記入 （法42条第2項道路の場合、道路中心線・道路境界線・現況道路幅員の記入）	<input type="checkbox"/>
横断面図	1	表題・縮尺（1/30）の記入	<input type="checkbox"/>
	2	L型側溝等の排水設備・舗装の構造記入	<input type="checkbox"/>
縦断面図	1	表題・縮尺（1/200）の記入	<input type="checkbox"/>
	2	道路の延長・縦断勾配・地盤高の記入 ※ 複雑でなければ、地籍図内に勾配、高低差の記入により省略可	<input type="checkbox"/>
境界杭	1	表題・縮尺（1/10）の記入	<input type="checkbox"/>
	2	使用杭の種別・寸法の記入	<input type="checkbox"/>
承諾書	1	権利別承諾者の氏名・住所の記入	<input type="checkbox"/>
	2	印鑑証明書の記載事項・地番・氏名・承諾印の押印と整合	<input type="checkbox"/>
	3	地籍図の地番・権利種別・権利別氏名と整合	<input type="checkbox"/>
	4	道路となる土地の権利を有する権利者全ての押印	<input type="checkbox"/>
	5	各建築敷地の土地・建物・工作物の権利者の押印	<input type="checkbox"/>

「排水施設及び舗装等の標準的な構造図」



「道路の位置指定等に係る相談窓口一覧表」

	相談内容	担当所管	住所・電話番号
1	道路の位置指定・指定変更・指定取消に関する事	目黒区都市整備部 建築課 調査係	目黒区上目黒 2-19-15 電話（直通） 5722-9638
2	区道・水路の境界確認に関する事。	目黒区都市整備部 土木管理課 境界係	目黒区上目黒 2-19-15 電話（直通） 5722-9467
3	開発行為に関する事。	目黒区都市整備部 都市整備課 開発係	目黒区上目黒 2-19-15 電話（直通） 5722-9715
4	狭あい道路の拡幅整備に関する事。	目黒区都市整備部 都市整備課 狭あい道路係	目黒区上目黒 2-19-15 電話（直通） 5722-9729
5	上水道に関する事。	東京都水道局 目黒営業所	目黒区中町 2-43-18 電話 5773-6126
6	下水道に関する事。	東京都下水道局 南部下水道事務所	大田区雪谷大塚 13-26 電話 5734-5031
7	不動産登記・公図の閲覧に関する事。	東京法務局 渋谷出張所	渋谷区宇田川町 1-10 電話 3463-7611(代表)
		東京法務局 目黒証明書センター	目黒区上目黒 2-19-15 (目黒区総合庁舎内) 電話なし

「道路の位置指定等の申請の手引き」

令和3年6月16日 発行（編集）

所管：目黒区都市整備部建築課調査係

住所：目黒区上目黒二丁目19番15号

電話：03（5722）9638（直通）